

○阿見町審議会等の会議の公開に関する指針

平成16年 2月26日

阿見町審議会等の会議の公開に関する指針

1 趣旨

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、町政への町民参画を推進するとともに、町政の透明性、公平性を向上させるため、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、町の事務又は事業について、町民の意見、専門的知識の反映及び公正の確保を図るため、町民、学識経験者等を構成員として、審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則公開とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等を公開で行う会議においては、傍聴を認める定員を予め定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 審議会等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6 会議開催の周知

審議会等を開催するに当たっては、当該会議開催の1週間前までに次の事項を情報公開コーナーに掲示するとともに、町広報、町ホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

① 会議の名称

- ② 開催日時
- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 公開・非公開の別（非公開のときはその理由）
- ⑥ 傍聴者の定員
- ⑦ 傍聴手続
- ⑧ 問い合わせ先

7 会議等の結果の公開

- (1) 審議会等は，開催した会議の議事録又は議事概要を作成するものとする。
- (2) 審議会等は，会議の議事録又は議事概要を情報公開コーナーでの閲覧に供するとともに，町ホームページへの掲載等により公表するものとする。

8 審議会等一覧

町長は，審議会等の名称，目的等に関する資料を作成し，町民の閲覧に供するものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は，別に定める。

10 附則

この指針は，平成16年4月1日から施行する。